

# 流山市防犯協会連合会会則

## 目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 役員及び事務局等（第 5 条～第 1 2 条）
- 第 3 章 会議（第 1 3 条～第 1 6 条）
- 第 4 章 会計（第 1 7 条～第 1 9 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 0 条）
- 附 則

## 第 1 章 総則

### （設置）

第 1 条 流山市内における各防犯団体等の連絡協調と防犯活動の向上推進を図るため、流山市防犯協会連合会（以下「防連」という。）を置く。

### （目的）

第 2 条 防連は、犯罪のない明るい社会を作ること永遠の理想とし、効果的な防犯活動、市民の防犯思想の高揚、風俗環境の浄化及び暴力追放運動等を推進するとともに、各防犯団体等の防犯活動等に積極的に協力及び支援することを目的とする。

### （事業）

第 3 条 防連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （ 1 ） 防犯意識の啓発普及
- （ 2 ） 暴力団排除機運の醸成
- （ 3 ） 少年非行防止活動及び指導育成
- （ 4 ） 防犯指導員等の活動に対する協力援助
- （ 5 ） 少年補導委員等の活動に対する協力援助
- （ 6 ） 犯罪の予防警戒及びこれに要する諸施設の拡充強化
- （ 7 ） 関係機関団体等との連絡調整
- （ 8 ） 風俗環境の浄化活動
- （ 9 ） 犯罪捜査に対する積極的協力
- （ 1 0 ） 防犯及び風俗環境浄化等に功績ある者（団体）の表彰
- （ 1 1 ） 市民が安全に安心して生活を送れるための事業

(12) 自治会の行う防犯灯維持管理事業に対する補助金交付事業

(13) その他目的達成に必要と認める事業

(組織)

第4条 防連は、流山市防犯協会連合会組織図(別記)にある各防犯団体等をもって組織し、次の部を置く。

(1) 地域安心安全部

(2) 学校安心安全部

(3) 職域安心安全部

2 地域安心安全部は、自治会(防犯指導員等)、自主防犯パトロール隊及び流山市民安全パトロール隊等、地域活動に精通した市民及び団体をもって構成する。

3 学校安心安全部は、流山市学校警察連絡協議会等の団体をもって構成する。

4 職域安心安全部は、流山警察署特殊防犯協力会等の団体をもって構成する。

## 第2章 役員及び事務局等

(役員)

第5条 防連に次の役員を置く

(1) 会長1名

(2) 副会長4名以内

(3) 会計2名

(4) 監事2名

(5) 理事10名以上

(役員を選任)

第6条 会長は、流山市長とする。

2 会長以外の防連役員は、防連加入の各防犯団体等の役員等の中から、会長の推薦した者をもってあてる。ただし、各防犯団体等から1名以上を選任する。

3 副会長は、防連役員の中から、会長の推薦した者とする

4 会計及び監事は、防連役員の中から、会長が他の役員の同意を得て選任する。

(役員の仕事)

第7条 防連役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、防連を代表し、総会を総理し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を行う。
- (4) 監事は、会計事務を監査する。
- (5) 理事は、会の業務を掌握する。

(役員の任期)

第8条 防連役員の任期は、防連役員就任時の各防犯団体等の役職にある期間とする。

- 2 前項に当てはまらない場合、防連役員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。

(顧問)

第9条 防連に顧問を置く。

- 2 会長は、流山警察署長を顧問に委嘱するほかは、理事会に諮り委嘱する。
- 3 顧問は、防連の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 防連に事務局を置く。

- 2 事務局に防連の事務を処理するため、事務局長及び事務局員を置く。

(事務局長等の仕事)

第11条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局員は、事務局長の命を受け、事務を処理する。

(防犯指導員)

第12条 防犯指導員は、自治会長又は自治会長が推薦した者とし、会長が委嘱する。

- 2 防犯指導員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 防犯指導員に欠員が生じた場合の補欠の防犯指導員の任期は、残任期間とする。
- 4 防犯指導員の仕事は、公益社団法人千葉県防犯協会が定める「防犯指導員設置及び活動要領」第10条第4項に掲げる規定

に準ずるものとする。

### 第 3 章 会議

( 会議 )

第 1 3 条 防連の会議は、総会及び理事会とし、本会の役員を持って組織する。

2 総会は、年 1 回開催し、予算・決算及びその他の重要事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。

( 会議の運営 )

第 1 4 条 会議は、半数以上の出席がないときは、開催することができない。

2 会議の議長は、出席者の中から選出する。

3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 議決事項 )

第 1 5 条 総会においては、次の事項を決議する。

( 1 ) 事業計画の決定

( 2 ) 収支予算の決定

( 3 ) 事業報告の承認

( 4 ) 収支決算の承認

( 5 ) その他防連運営に関する重要な事項

2 理事会は、防連の運営上必要と認められる事項について議決する。

( 事務連絡会 )

第 1 6 条 防連運営に関する一般的事項については、必要の都度職員の事務連絡会を開催して行う。

### 第 4 章 会計

( 経費 )

第 1 7 条 防連の経費は、負担金、補助金、寄付金、その他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第18条 防連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計区分)

第19条 防連の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、防連が特定の事業を行う場合において、特定の収入をもって特定の支出に充当し、一般会計と区分して経理する必要がある場合に限り設けるものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、防連の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

## 附則

この会則は、昭和61年5月15日から施行する。

この会則は、平成18年8月10日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。